

## 美国小泊海岸に ライフセーバーが常駐!

美国小泊海岸での遊泳などによる「水の事故ゼロ」を目的に、7月16日から8月21日までの午前9時から午後5時までの間、ライフセーバーが常駐しています。

これは、主に小樽ドリームビーチで活動されている小樽ライフセービングクラブ（大平拓司代表）の協力により実現したものです。

ライフセーバーが常駐する海岸は石狩浜あそビーチ、小樽ドリームビーチなどに続き道内で6カ所目となります。

### ライフセービングってなに？

ライフセービングとは、人命救助を本旨とした社会貢献活動で、一般的には、水辺の事故防止のための実践活動とされています。

水辺の事故により、地球上のどこかで「2分に1人」尊い命が失われています。同クラブは、1人でも多くの生命を守るため



に事故の防止や救命活動を続けるとともに、地域の皆さんと「水辺の事故ゼロ」を目指しています。

### ライフセービング体験会を開催

7月18日（海の日）には、安全に海で遊ぶための技術を楽し

こんな格好の人を見かけたら・・・それがライフセーバーです。



黄色のTシャツ

赤いパンツ

小泊海岸に常駐している小柳圭太さん（小樽市）

みながら学ぶライフセービング体験が開催され、町内外から11人が参加しました。

教室では、レスキューチューブやボードを使用しての救助体験のほか、基礎体力を鍛えるためのビーチフラッグスゲームなどが行われました。

### 地域のライフセーバー養成へ

地域のライフセーバーの育成を目的に、9月に小泊海岸でライフセーバー講習会（日本ライフセーバー協会資格）の実施が予定されています。

講習の詳細については、海洋センターにお問い合わせください。

## 公 表

### 監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により行った、平成22年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。  
平成23年7月8日

積丹町監査委員 佐々木 登  
積丹町監査委員 葛西 敏夫

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類  
地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査
- 2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲
  - (1) 監査実施期間  
監査は平成23年6月28日から7月7日までの間で実施した。
  - (2) 試査の範囲  
平成22年度の工事請負費のうち、1件300万円以上の金額のもの。
  - (3) 監査実施課、実施件数及び金額。

対象科目	監査実施件数 工事請負(件)	金額(円)
対象課等		
農林水産課	1	7,140,000
建設課	5	313,614,000
合計	6	320,754,000

#### 3 監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうか主眼を置き、関係諸規則、各訓令及び証拠書類との照合、閲覧並びに関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

#### 第2 監査の結果

監査の結果、監査実施件数6件について、概ね財務に関する事務が適正に執行されていると認められた。

今後においても、特に設計積算の数量の拾い出し及び公表単価表の適切な積算について留意するとともに、関係法令等を遵守し適切な執行に努められたい。

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

## 現況届・所得状況届の手続きを忘れずに！

現在、児童扶養手当を受けている人は「現況届」、特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」を提出してください。この届は、手当を引き続き受ける資格があるかどうかを審査するための重要なものです。所得があってもなくても必ず提出してください。

### 提出期限・提出先

児童扶養手当現況届は、8月31日（水）までに、

特別児童扶養手当所得状況届は、9月9日（金）までに、  
住民福祉課に提出してください。



## 認定請求の手続きはお済みですか？

次の支給要件に該当する人で、まだ手当の請求をされていない人は、すぐに認定請求の手続きをしてください。

### 児童扶養手当

児童扶養手当は次のいずれかに該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。（平成22年8月1日から父子家庭の父も児童扶養手当の支給対象となりました。）

児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人（児童に障害がある場合は20歳未満まで対象）

- 対象 ○ 父母が離婚（事実婚を含む）した児童  
○ 父または母が死亡または生死不明の児童  
○ 父または母が重度の障害を有する児童  
○ 父または母が1年以上拘禁されている児童  
○ 父または母に1年以上遺棄されている児童  
○ 婚姻によらないで生まれた児童

手当額（月額） 全部支給 41,550円  
一部支給 9,810円～41,540円  
（平成23年4月から改定）

支給時期 8月、12月、4月の年3回

#### 支給制限

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・受給者（請求者）または児童が公的年金を受けているとき
- ・所得が一定額以上あるとき

#### 手続きに必要なもの

- ・住民票及び戸籍謄本、振込先口座申出書、転入の場合は前年の課税台帳記載事項証明書、各1通

児童扶養手当法の改正により、手当の受給から5年等を経過する受給者は、現況届の際、併せて「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要です。対象者には「重要なお知らせ」と届出用紙を送付していますので、期限内に手続きをしてください。

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体、知的または精神に中・重度の障害がある20歳未満の障害児を養育している人に支給されます。

- 対象 ○ 「身体障害者手帳」概ね1級、2級、3級の児童（4級は一部）  
○ 「療育手帳」概ね、A判定の児童  
○ 「精神障害者保健福祉手帳」概ね1級の児童  
○ その他慢性疾患のため日常生活に制限を必要とする児童

手当額 手当1級に認定のとき 月額50,550円  
手当2級に認定のとき 月額33,670円  
（平成23年4月から改定）

支給時期 8月、12月、4月の年3回

（ただし、12月期分については11月に支払われます。）

#### 支給制限

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・児童が障害を理由とする年金を受けているとき
- ・所得が一定額以上あるとき

#### 手続きに必要なもの

- ・住民票及び戸籍謄本、診断書、振込先口座申出書、転入の場合は前年の課税台帳記載事項証明書、各1通、身体障害者手帳、療育手帳等（お持ちの方のみ）

### 【問い合わせ先】

役場住民福祉課

☎44-2111

I P ☎44-1009

# まちの日記帳



## 収穫が楽しみ！ 第2回少年教室

6/11 6/18



作物の植付けを体験し、「食」に対する興味や関心を持つてもらおうと、第2回少年教室「シヤガイモ・大豆・サツマイモ植え付け体験教室」が「キッズファーム」(美国町)で行われ、児童31人と地域ボランティアなど、合計40人が参加しました。  
乾いた土に水や肥料をまきながら、丁寧に植付けをする児童の姿が見られました。  
今後、草取りや収穫作業、収穫された大豆を使つての豆腐づくりを行う予定です。

## 清掃活動14年目 〜美国漁港利用協議会〜

6/19



美国漁港ブレイジャーボート利用者で構成する美国漁港利用協議会(八戸良一会長)は、同港の清掃活動を行いました。  
この日参加した35人の会員は、ビニール袋を片手に港内に散乱した空き缶やペットボトルなどのさまざまなゴミを分別しながら拾い集めたほか、漁港周辺の草刈りも行つたなど、約2時間の清掃活動に汗を流しました。  
この活動は、平成10年から取り組みをしているもので、今年で14年目となります。

## よい歯の子 8020表彰式 今年104人に表彰

6/21



積丹町子どもの歯を守る会(尾立光会長)の主催による「第24回よい歯の子・第21回8020表彰式」が総合文化センターで行われました。  
今年度の「よい歯の子」は幼児19人、小学生56人、中学生36人の合計111人。そのうち全く虫歯がない「健全歯」の子は19人でした。  
また、80歳以上で20本以上の自分の歯を持つている8020表彰式では、美国町の熊倉キヨさん、澤田義春さん、宮川道夫さんが表彰されました。

## 素晴らしい音楽のとき 中学校芸術鑑賞会

6/22



芸術や文化に触れることで、理解を深め、豊かで潤いのある生活と感性を育むことを目的に、町教育委員会が主催する芸術鑑賞会が町内中学生や一般町民を対象に総合文化センターで開催されました。  
今回は、ハート音楽院アンサンブル(札幌市)によるクラシックやアニメや流行歌など、さまざまな曲が披露され、やさしい解説を交えながら、時には生徒や先生と歌ったり、踊ったりと、素晴らしい音楽のひとときを過ごしました。

しっかりと噛んで  
バランスよく・・・

6/30

高齢者口腔栄養教室

町地域包括支援センターが主催する高齢者のための口腔栄養教室が総合文化センターで開催され、12人が参加しました。

今回は、歯科衛生士藤野智佳子さん、栄養士宮田かよ子さんを講師に招き、「しっかりと噛んで飲み込むことの大切さ」について講話を受けた後、実際に食べ物を含み込む際に必要とする筋肉のトレーニング運動や、ヒジキや小エビを使った栄養たっぷりのお好み焼きの調理を体験し、試食時には「美味しい」と好評でした。



犯罪や非行のない  
明るい社会に・・・

7/8

社会を明るくする運動

北後志5町村や保護司会などで構成される第61回「社会を明るくする運動」北後志推進委員会による車両パレードや、法務大臣と知事からのメッセージの伝達式が積丹町を皮切りに北後志各町村で実施されました。この運動は、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とした全国運動です。

8月9日(火)には、町総合文化センターで北後志住民集會が開催され、同管内の小中高校生が応募した標語や作文の入選者が表彰されます。



ふるさと応援隊！  
札幌しゃこたん会  
積丹周遊バスツアー

7/3 7/2

札幌とその近郊に居住している積丹町出身者で構成する札幌しゃこたん会(大沢哲会長・会員95人)が主催する毎年恒例の「積丹周遊バスツアー」が行われました。

今回のバスツアーには、23人の会員が参加し、「岬の湯」の入浴や「神威岬」の見学など、懐かしい故郷の風景を楽しみました。

夜に行われた懇親会では故郷の味を堪能しながら昔話に花が咲き、終始盛り上がりを見せていました。



パクパク食べてね  
簡単離乳食レシピを紹介

7/13

妊娠期から1歳未満の子がいる家族を対象に離乳食教室が総合文化センターで行われ、6組12人の親子が参加しました。

在宅栄養士の神山悦子さん(余市町)を講師に、離乳食の進め方や「すりつぶし」の体験、試食を交えながらの説明や簡単レシピを紹介しました。

おいしそうに食べる我が子にお母さんも微笑み、また、お母さん同士の交流も行われるなど、教室は和やかな雰囲気につつまれていました。

